

申告フローチャート

申告が必要かどうか、確定申告か住民税申告かを簡易的に判断できます。
※確定申告する際は住民税申告は必要ありません。

【住民税申告書の郵送・問合せ先】

〒901-1392 与那原町字上与那原16番地
税務課住民税係 TEL:098-945-4477



〈注意点〉

役場の申告会場では、住民税申告と**簡単な確定申告**のみ受付しています。

下記の内容の申告については、那覇税務署(結の街)またはe-TAXで確定申告を行ってください。

- ・分離所得(退職所得、土地、株式等の譲渡、先物取引など)の申告
- ・配当所得の申告
- ・青色申告
- ・損失の繰越申告、繰越控除の申告
- ・1回目の住宅借入金等特別控除
- ・外国税額控除
- ・特定支出控除
- ・雑損控除
- ・災害関連の控除
- ・過年分の申告
- ・死亡した方の申告

